2023年8月吉日

郵便番号
住所
取引先名
部門・役職・担当者名

貸主名

インボイス制度開始に伴う適格請求書発行事業者の登録番号等のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されるに伴い、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、以下の通り弊社の適格請求書発行事業者登録番号及び制度開始に伴う必要事項を通知申し上げます。確認の上、当文書を覚書として、不動産賃貸借契約書とともに保存いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社適格請求書発行事業者登録番号
   T●●●●●●●●●●●●●
   ※適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）でもご確認いただけます。

2. 　　年　　月　　日に締結いたしました不動産賃貸借契約書につきまして、
   上記登録番号とともに、以下を追記いたします。

   ・賃料（土地（更地））
   　月額：●●,●●●円（消費税非課税）
   ・賃料（事務所）適用税率 10%*
   　月額：●●,●●●円（うち、消費税額　●,●●●円）
   　*適用税率は現行法によるものです。改正の際は改正に従い税率を変更いたします。

3. 本制度開始後は、不動産賃貸借契約書、当文書及び通帳における口座振替の記録をもって適格請求書（インボイス）とさせていただきます。ご理解の程、お願い申し上げます。

以上